

- 令和4年12月に官民連携による賑わい空間を創出するための制度として、港湾緑地等において、カフェ等の収益施設の整備と公共還元として緑地等のリニューアル等を行う民間事業者に対して、緑地等の行政財産の貸付けを可能とする認定制度(みなと緑地PPP)を創設。
- 当該制度を活用し、神戸ウォーターフロントエリアの新港第2突堤内に建築中の神戸アリーナ(仮称)の運営事業者(株式会社One Bright KOBE)は、緑地を借受け、新港第2突堤を一体的に運営することにより賑わい創出と来訪者の利便性・快適性の向上を図る。
- 当該緑地には、収益施設として飲食施設(カフェ、ブルワリー等を誘致)を整備し、興行(時季イベント、アリーナとの連携イベント、音楽イベント等)を開催し、日常的ににぎわいを提供する場として活用を計画している。
- また、収益の還元より、休憩施設(ベンチ等)や緑地の維持管理を実施する。



緑地の活用のイメージ



【事業概要】

事業者: 株式会社One Bright KOBE

貸付期間: R7.4~R37.3(30年間)

収益施設: 休憩と飲食に対応した用途を兼ね備えた1棟2階建の飲食店(カフェ、ブルワリー等)
(建築面積: 約900㎡)

公共還元: 休憩施設(ベンチ等)の設置、国内外の様々な来訪者に対する各種サービスや設備の導入、植栽の維持管理・植替え 等

港湾管理者及び認定事業者の声

- ・みなと緑地PPP制度は、従来制度とは異なり非常に自由度が高く、収益施設のブランディングと上手く合わせ緑地で様々なイベントの開催などが出来れば、その緑地自体が集客装置となり収益に繋がることで、更に緑地の整備やコンテンツが充実するという好循環を期待できる。
- ・また、30年間という長期間の貸付けを設定することができ、地域に根差すことがコミットされるため、地域との関係性や、エリア一体を良くしたいというモチベーションに繋がるとともに、更新等の手続きの簡素化も実現され、安定した緑地の運営が可能となる。
- ・緑地エリアが賑わうことで、地域経済の活性化を期待したい。